

## 第1回瀬戸内市自治基本条例審議会 議事録（協議要旨）

【開催日時】平成30年3月13日（火） 午後2時30分～午後4時20分

【開催場所】瀬戸内市役所 2階 応接室

【出席者】委員：西浦公委員、日下英男委員、内田博文委員、上野洋子委員、盛恒一委員、  
廣畑周子委員

事務局：武久市長、石原総合政策部長、岡崎企画振興課長、本山主任

### 1、開会

### 2、あいさつ

武久市長からあいさつ

### 3、委嘱状交付

机上配付

### 4、委員自己紹介

各委員の自己紹介

### 5、会長・副会長の選任

互選により会長西浦委員、副会長日下委員に決定

### 6、諮問

武久市長から会長へ

### 7、協議

#### （1）自治基本条例について

事務局 自治基本条例について説明。

#### （2）瀬戸内市自治基本条例の見直しについて

事務局 瀬戸内市自治基本条例は、平成18年に制定された後、約11年が経過しています。この間、見直しに関する審議は一度も行っておりません。11年の間に社会情勢も変わっていますので、先ほど説明した各条項が時代に合っていないとか、不足しているものが出てきているのではないかと考えています。社会情勢の変化として最も大きいものは、東日本大震災の災害による市民の危機管理に対する意識の高まりです。自助共助公助について、改めて市民と行政の役割を規定する

ことでお互いの役目がはっきりし、何かあった際の意識付けができるのではないかと考えています。また、平成 26 年以降、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけるため、国を挙げて地方創生に取り組んでいます。首都圏への人口流出を食い止めるためにさまざまな取り組みをしていますが、瀬戸内市ではシビックプライド、いわゆる市民にまちへの愛着を持っていただくということにスポットを当てて取り組んでいます。たくさんの地域資源がある瀬戸内市に住んでいることを誇りに思ってもらえるよう市民に意識してもらえることを自治基本条例に盛り込みたいと考えています。

会長 意見がありましたら自由に発言いただければと思います。基本的には見直し事項は危機管理と地方創生の 2 点になるかと思いますが、その点を見直して条例の改正を行うということについて、皆様のご意見はどうでしょうか。

委員 「市民」というと、一番末端が個人、次が家族、その次が地縁グループや地縁団体という集まりになり、ひとくくりにすると瀬戸内市となりますので、それぞれの個人・家族・団体が生活するうえで注意すべきことが条例の中にあればよいのだと思います。

委員 現在の総合計画はいつできたものですか。

事務局 平成 27 年度に後期基本計画を策定しました。平成 32 年度までの計画です。

委員 市の課題となっている内容は、総合計画で触れているのですか。

事務局 ハンセン病の施設が市内にあるので、その人権を尊重することや、持続的な財政運営について、それから伝統文化を守ることなどは、瀬戸内市自治基本条例第 10 条で規定している総合計画の中で計画的に進めるように記載しています。あまり細かいことを入れる必要はないと考えておりますが、どこまで条例で規定するのかについてはご意見賜りたいところです。

委員 自治基本条例の中に細かいことまで記載する必要があるものはないでしょうか。

委員 基本構想がどういう構想になっているかを委員に見せていただけないでしょうか。

～他の委員も同意～

～第 2 次瀬戸内市総合計画後期基本計画 P52・53 を配付～

事務局 総合計画はあらゆる部署の仕事を盛り込み、ある程度すべて業務を網羅したものになっています。

委員 これまでの説明を聞いた感触では、震災対応の部分は基本構想や基本計画の段階でフォローされていればよいと思います。それから、地方創生は自治と関連が近いところだと思いますので、どこに入れるべきかわかりませんが、入れてもよいと感じました。

委員 危機管理の話は基本構想の中にあるので入れなくてもよいのではないのでしょうか。

- 会長 基本条例ですので、仮に条文にするとしても抽象的なことしか書けないと思います。今回の条例の改正では、危機管理を入れるとしても具体的なことを書くことはできないと思うので、基本構想のような大まかなものになると思います。
- 委員 近年、外国人の市民が増えましたか。
- 事務局 漁業関係・工場関係等で増えているかもしれません。
- 委員 労働力としては確実に増えています。
- 委員 期間労働的なところではないでしょうか。
- 会長 この条例では瀬戸内市に勤めている方も「市民」と位置付けています。
- 委員 日本全体で人口が減少し、超高齢化社会になってきていますから、瀬戸内市だけ人口が増えることはないと思います。よく対策・対応といいますが、対策は子どもを増やすこと、他所から人を取ってくることです。しかし、対応となると超高齢者社会に対応しなければなりません。今回の条例改正の検討でも何かを増やしましょうというのは非現実的ではないかと思います。
- 委員 要求されることは制定当時と変わってきていますが、この条例の中に表わすことは難しいと思います。少子化問題を論じられていますが、「まちづくり」より「ふるさとづくり」が重要だと思います。若い子育て世代の人たちが瀬戸内市に移住して、瀬戸内市が暮らしやすい、住みやすいということだけでは、瀬戸内市で生み育てた子どもたちにシビックプライドを持たせることにつながりません。自分たちは他所から来て、瀬戸内市は住みよいとは思っていますが、我が子には、瀬戸内市で生まれて瀬戸内市で育てているのに、自分が生まれ育ったふるさとを想って、瀬戸内市をふるさとだということを教え込む作業をしていないように思います。現に育てている子どもたちは、瀬戸内市がふるさとなので、この子たちが瀬戸内市に愛着ができるような子育てをしない限りは、この子たちは大きくなって、どこかへ行ってしまおうと思います。一番大事なことはその子たちにシビックプライドを持たせるように育てるということです。
- 委員 家を建てててその地域に住み着くという土着という考えがありますが若い移住者には感覚が少ないように感じます。
- 委員 伝統文化と繋げることが大事だと思います。伝統文化がなくなっていき、地域がもっと断絶し、土着を感じません。そうなっていくとむらづくり・まちづくり自体ができなくなってしまうと思います。
- 委員 基本構想を少し見せてもらいましたが、郷土愛については、「瀬戸内市に生活（通勤・通学を含む）する人で、愛着が持てる・誇れるまち」が該当だと思います。災害に対応する市民という項目で危機管理のことも入っていると思います。
- 事務局 基本構想に入っていますが、これを今の時代の変化とか人口減少やふるさとづくりの観点であえて条例に規定すべきでしょうか。また、条例を制定して11年になりますが、市民の皆様がこれを認識しているかどうか分かりません。ちょ

うど今がチャンスだと思っています。今回条例を改正するかどうか分かりませんが、もう一度、こういうものがありますよと外に出すというチャンスにはなると考えています。

委員 必ずしも変える必要はなく、よくできているのであれば存在を周知させることと、特に強調したいことを市でフォーラムなどを開催し意識化することで実現に近づけることが重要です。存在するだけで稼働しなければ意味がないので、こういう基本構想を市民との協働で実現したいという市役所の考えを広く周知していくのはどうでしょうか。

委員 自治基本条例を実現するための施策をどのように盛り込んでいくかが大事です。市民が参画できることをこの条例に掲げているので、これをもう一回市民に広く強く問いかけて、それは市がしてくれればいいのではないかという発想をちょっと変えて、自分たちがしない限りは実現できないものが多いことや、次にどういうことをするかを考えることで、だいぶ効果が違ってくると思います。

委員 地域のことは地域でやるということ、もう少し自覚して自立していただくことが重要ではないでしょうか。何でも行政に頼めば何とかなるという時代ではなくなってきました。税収が増えている時はよいと思いますが、中々そうはいかないので、行政に頼らず自立すべきだと思います。もちろん行政が補助をするなどはやらないといけませんけども、行政が丸抱えというのは現実的ではないと思います。

委員 市が協働でしましようと言ったときに、それは市が逃げて丸投げしていると思う市民性を改善しないといけません。それは、やはり啓蒙していくような仕組みを作って意識を変えていくしかないと思います。せっかく良いものができても、効果が上がっていないから見直しをしないとイケないというのは切実感がありますが、要は実現するような活動をするかどうかだと思います。

委員 地域一括交付金制度も難しい問題ではありますが、その制度が動き出したら、意識が変わっていく可能性はあります。

会長 基本構想等と違って条例は法です。しかし、この自治基本条例はそこまで厳密な文章にはなっていませんので、法律上の用語からみればおかしい部分もありますが、厳密に法的な文章にするほどの条例でもなく、非常に大まかな条例だと思います。誤解を生じるというものは変えないといけないと思いますが、それ以外のところはよいのではないかと思います。全体としてはよくできているという印象です。もちろん条例の目的が何なのかを明確にする必要はありますが、そこは柔らかく、市民の命や暮らしのためにという目的を入れて、そして市民の人権を不当に制限しないように配慮して条文にするのがよいと思います。地方創生は、別段条文にするにしても、具体的なことまで触れる必要はないと思います。

ただし、シビックプライドを条文にするのは中々難しいと思いますが、例えば前文のところで少し触れるなどはいかがでしょう。何か付け加えられたら、市が情報の発信に努めなければならないということだと思います。インターネットは皆さん利用されていますので、市民と地域の情報を協働で発信してはどうでしょうか。

委員 情報開示までは規定しているけど、これをさらに進めて、発信まで進めていくことに賛成です。

委員 もう一点、「まっすぐ、しあわせ。」という言葉が市で使われていますが、これはロゴマークもできており、とても大切にしなければいけないと思います。現在は、「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」が記載されていますが、前文には「まっすぐ、しあわせ。」の表現を入れるかどうか検討すべきだと思います。

会長 何か原案がないと先へ進めないなので、本日いただいた意見を踏まえて、文章で見えるものにしていただき、次回検討してみるということにしたいと思います。

### (3) その他

会長 この審議会の公開についてですが、これは審議会条例に規定がありまして、会議は公開とするということになっておりますが、傍聴希望の方には事前に申出をいただく形で公開ということで公開としてよろしいか。

～異議なし～